

日時：令和2年7月19日（日）

会場：さいたま市産業文化センター

1 議事

(1) 議案第2号について

①質問： 秋季大会の決算額 15,392 円の支出は何でしょうか。JBA 主催なので、そちら(JBA)負担ではありませんか。

回答： JBA では日当交通費以外の個人への支出を認めていないため、派遣審判員分の弁当を追加手配できず、「昼食補助」として支出した。

②質問： 一昨年より負担金の名目で市、県のバスケ協会・部会に 98,000 円、104,000 円の支出がございますが、市・県の規約に記載がございますか。ございましたら、条文のご教示をお願いします。

回答： 「さいたま市バスケットボール協会」の規約にミニバス団体としての記載は特にされていない。

「埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会」の規約にも記載はない。経緯については、昨年度に県スポーツ少年団バスケット部会長名で通知を配布済みである。

③質問： 「埼玉県スポーツ少年団バスケット部会」は、どこの地区からも同様に、参加費を徴収しているのか。

回答： 県下全チーム、同額で参加費を支払っている。

④質問： 昨年より市スポーツ協会に賛助金として 25,000 円の支出がございます。協賛金の 5 口の根拠及び、なぜ理事 5 名の個人名が掲載されているのか理由をお示し下さい。部会名で協賛されるのであれば、せめて部会長のみではいけませんか。

回答： 市スポーツ協会より、各団体に個人名で最低 1 名、できれば 5 名の賛助会員をとの要請があったため。(AED、熱中症計、非接触体温計等、貸出用に購入している。

⑤質問： 積立金 100,000 円の支出がございますが、過去には 200,000 円の年度もございます。10 年に一度の周年事業の費用だと思いますが、年度によって金額が違う根拠をお示し下さい。

回答： 10 周年事業と同程度の事業を、10 年毎にとすると平均で年 15 万円の積立が必要。年度末に積立金総額と繰越金をみて額を決めている。

(2) 議案第3号について

①質問： 部会規定の一部改正について、専門委員会規定第4条②理事会等の会議の運営・記録に関することが削除されていますが、改正では副部会長の任務と理解してよろしいのでしょうか。理事会は部会の実務を統括する最高決定機関だと承知しております。旧中部地区におきましては、理事会の議事録の公開が残念ながら非公開となっております。どんな案件が討議されているのか加盟・登録金を徴収している以上、加盟団体は知る権利が有ると思います。県U12部会でも議事録は開示されております。ぜひ、開かれた部会にして頂きたいと思ます。

回答： 開かれた部会にするために、理事会会議録の公開を行う予定である。

②質問： 加盟・登録細則第3条(1)(2)(3)項と JBA の規定との乖離をどの様に判断されるのでしょうか。原則という文言で運用されるのですか。

回答： 別団体であることから、「乖離」することはやむを得ない。「原則」という文言は、JBA とスポ少の「乖離」を埋めるためのものではない。

③質問： 第3条(3)項の審査委員会で決定とありますが、本当に動いて調査するお時間が正副部長にはございますか。特に移籍の問題も絡みますので第9条(3)項イの事案を含め別組織の委員会を設置されるのも選択肢の一つだと思います。

回答： 令和元年度に問題が生じていないことから、令和2年度については、登録細則のとおり運用とする。なお、今後の申請内容により、将来的に組織設置の可能性はある。

④質問： 第4条②項の加盟・登録していないチームは原則として参加出来ないとございますが、どのような事象を想定されているのか、参加料を払えば参加できるのでしょうか。原則は削除されてはいかがですか。

回答： 市民体育大会は他競技スポ少団体も参加可能。また、これまで通り、次年度スポ少登録予定団体は参加費支払いにより出場を認める予定。

⑤質問： 第6条の加盟料10,000円の算出根拠をご提示願います。12,000円、11,000円と年度により減額になるのは良い事ですが。

回答： 市バスケット協会負担金1,000円、県スポ少バスケット部会負担金2,000円、事業費6,000円（卒団記念集3,000円、春季大会2,000円、冬季大会1,000円）、上記以外の諸費1,000円

現在計画されている子ども達が参加する事業を、滞りなく進めるために必要な予算分を加盟料とした。市スポーツ少年団本部からの助成金を主収入と考える。日本スポ少登録団員数が減った場合、助成金も減額となる。

県スポーツ少年団バスケット部会が4地区体制になった場合、県スポ少バスケット部会からの助成金は望めない。

⑥質問： 第9条(3)項イと JBA の規定(移籍先は安全に通えれば自由)との乖離をどの様に判断されるのでしょうか。県U12部会からも移籍問題で疑義のある事案が散見されているとの指摘がございます。場合により JBA では可でも、スポ小では不可が有りますか。

回答： JBA とは別団体のため、比較ができない。別団体のため、スポ少不可は当然あり得る。

補問： JBA のみ移籍許可となった選手は、具体的にどのような取り扱いとなるのか。

回答： 春季大会、さいたまシティカップ、冬季6年生大会などのスポーツ少年団主催事業には参加できないこととなる。

⑦質問： 第12条の懲罰規定が削除された理由をご教示下さい。

回答： 日本スポーツ少年団では、2015年11月に『スポーツ少年団登録者処分基準』が施行され、県本部、市本部もこれにならって倫理委員会を発足。よって当部会のみ懲罰規定は削除した。

(3) 議案第4号について

①質問： 部会役員について、特に異論はございませんが、1チーム1名は選出されるようご配慮願います。南部地区の組織表がまだ提示されていませんので、そちらとの兼ね合いもあるかと思えます。

回答： 1チーム1名の協力を得られるようにしていくが、当面は今回提案の人数とする。

(4) 議案第5号について

①質問： 事業計画について、以前より疑問に思っている事ですが、シティカップ大会の件ですが、役員の思いと加盟チームとはかなりの隔たりが有ると思います。〇〇カップと一部役員名を言われるような大会であってはなりません。そもそも前年度も市内チーム98チーム中参加出来たのは46チーム52チーム半数以上が参加出来ない事実をどの様にお考えでしょうか。市内体育館のキャパの問題等もございしますが、学校体育館等活用し全チームが参加出来る様な大会にして頂くようご検討頂けませんか。今年度から各専門委員会にシティカップに関する案件が明記されていますので、皆さんで知恵を出し合って素晴らしい大会に変わる事を期待しています。

回答： 今年度については、市内全チームが参加できるようにする。令和3年度のシティカップですが、今回のご意見を踏まえて検討は行いが、平成28年度に実施したアンケート調査では、出場チーム数について改善が必要との回答は45%、そのままでよいが55%であったため、これまでのシティカップについても登録チームの意向に反した大会ではないと考えている。

②質問： 部会の今後の方向性を見通しについて、お伺いします。JBAは今年度より4地区に統廃合されましたが、スポ少も今後4地区になる動きがございしますか。(県、南部地区議事録より)

回答： 当部会(さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会)は今後も変わらず残ります。県の地区割りについては、U12と同じ地区割りで運営することを検討中です。

③質問： 今後受益者負担の観点から加盟登録料、保険料、参加料と団運営にはかなりの出費を伴います。(私の試算では、指導者2名、団員10名のチームでJBA、JBAコーチ・審判、スポ少、保険料等含めると約9万)今後団員の減少等でチーム存続が困難な状態になりそうなチームや市内だけの大会で楽しみたいチームが出た場合、部会には登録、JBAには未登録のチームを承認されるのか、その場合、春季、冬季大会に加え秋季大会も計画して頂けるか等お伺いしたい。(川口市にはJBAに所属していないチームが15チーム位あり、市内大会が充実しており楽しめる。さいたま市JBA未登録1チーム)

回答： 秋季大会の開催も含め、理事会等で検討しながら、バスケットボールの普及のため、柔軟に考える。

④質問： 市のスポーツ振興課長名(6月12日付)から各学校の開放委員会の管理指導員を通して、関係団体に配布された、感染防止チェックリストには、利用者同士の距離を2m以上空けることと、接触のあるプレーは避けることという項目があり、これを遵守すると、マッチングのある練習はほとんどできません。これにより、コロナの状況が改善されない限り、学校施設でのチーム内の試合はもちろん、他チームとの練習試合や大会も不可能と思われませんが、このような認識でよろしいでしょうか。

回答： 現状では、その通りです。スポーツ振興課へは、種目の特性により競技ができないので、配慮の余地がないのかスポ少事務局より問い合わせましたが、結論は変わりません。

⑤質問： 秋季大会予選が南部地区として行われることになり、さいたま市内のチームの県大会出場が容易でなくなることが危惧されます。他市に対抗できるよう、市内チームの計画的な指導者のスキルアップが必要と思われます。総会資料によると、普及・技術委員会が廃止され、その業務を審判委員会が担うように見えますが、審判委員会のメンバーは4名で、本来の業務と合わせてその責を果たすには大変心もとなく感じます。部会として、市内チームの指導者のスキルアップについての方針と、具体的な方策をお聞かせください。

回答： 指導者のスキルアップについては、指導者の資格取得、維持において、従前と違い、各指導者が多くの講習

会や研修会に参加していることで、スキルアップが図られていると考えている。

指導者の負担軽減の視点で、技術講習会等を開催しないこととした。

県大会出場や試合に勝つことだけが目的ではない。バスケットボールの普及、ファンダメンタルの徹底等、スポーツ少年団の理念や発達段階等に応じた指導を行うことが大切である、と考えている。

(5) その他

①質問： シティカップについて、開催された場合、現段階で、保護者の観戦は可能か。

回答： 現段階では、回答が難しい。

②質問： シティカップ、トーマスカップ両大会を含めて、全チーム参加できるということによいか。

回答： 今後、検討していく。

2 その他

(1) 委員会連絡

TO委員会

・講習会は行えませんでしたので、各チームにて子供たちへのTO指導を自主的に実施願います。後日、本年度のTOマニュアルをホームページにアップするよう予定します。

(2) 留意事項

・今年度から、U12 南部支部とスポ少と完全に別の組織となりました。各所管の大会における『必要な資格』や『問い合わせ先』は異なりますので、ご注意ください。